

全産廃連発第 60 号  
平成 20 年 5 月 21 日

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課 課長 木村祐二 様

社団法人全国産業廃棄物連合会  
会長 國中賢吉

### 建設工事における排出者責任について（要望）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

建設工事における排出者責任を明確にするため、下記の事を要望いたします。

#### 記

1. 廃棄物処理法において、元請業者の排出事業者としての責任を明確に示すこと。
2. 大阪府は平成 20 年 1 月に「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」の手引きにおいて、元請業者の排出事業者としての責任を明確に示しているが、これと同様の内容を廃棄物処理法で定義すること。

#### ※添付書類

- ①要望の背景
- ②不適正処理事例パターン
- ③「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」の手引き  
(平成 20 年 1 月 大阪府・大阪市・堺市・高槻市・東大阪市) から抜粋

以上

## ①要望の背景

現在、建設工事における廃棄物処理については、排出事業者の特定が困難である。通常我々は環境省通知にある「建設工事等における排出事業者には、原則として元請事業者が該当する。」（平成13年6月1日通知環廃産276号）という文言に基づき、原則的に元請業者が排出事業者であるとの判断が妥当であると認識し、排出事業者の特定を行い廃棄物処理に携わっている。

ところが、処理現場では先ほど述べた元請業者が排出事業者ではない事態がみられる。例えば建設業請負においては、下請となる業者が建設現場で生じた廃棄物を廃棄物処理業の許可を持たないまま運搬を行い、それを自社などの敷地に持ち帰り、保管している場合がある。これはフジコー裁判の判例をもとにし、下請業者であっても条件を満たせば排出業者に該当し、産廃処理業の許可は不要との解釈のもと行われているものである。

その他、排出事業者が法律上特定されない為に見られる不適正処理の流れのパターンは多々みられる（別紙②）。

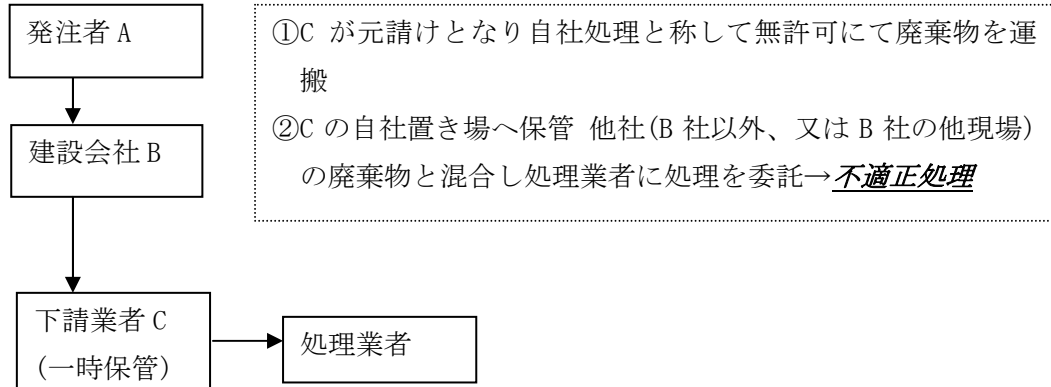
当連合会が自治体に確認したところ、自治体としても個別な質問には対応するが、原則フジコー裁判の判決に従わざるを得ない現状にあって、排出事業者が不明瞭な為に起こる不適正処理の対応に苦慮しているとの話しもあった。

このような中、大阪府では平成20年1月に「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」の手引きにおいて、元請業者の排出事業者としての責任を明確に示している。しかしながら指導要綱は法律に比べ拘束力が弱く、法律の解釈を巡って排出者責任を考えている現状では不適正処理を根絶するのは難しい。

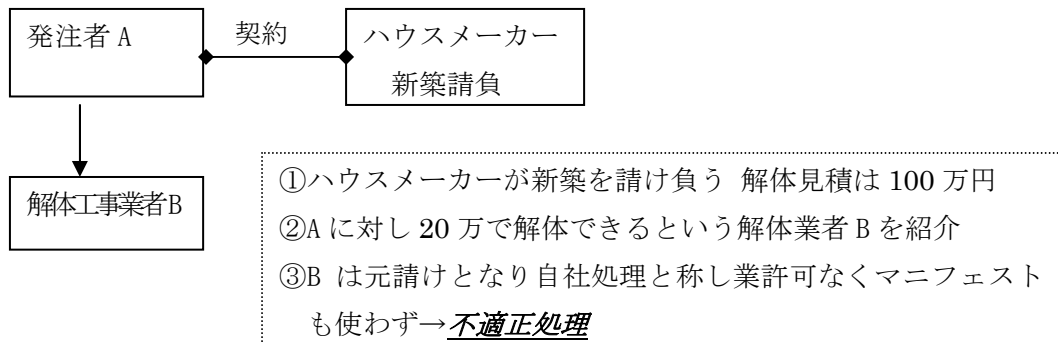
建設工事における廃棄物の適正処理の確立のための根本的解決には、排出事業者の完全な特定を法律で明確に規定することが必要と考える。

## ②不適正処理事例パターン

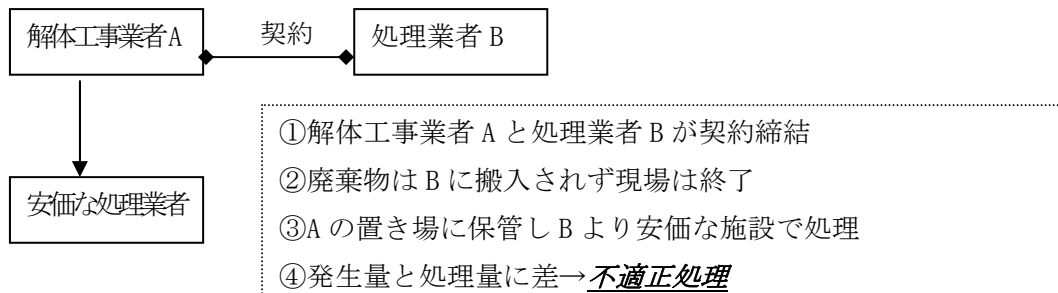
### <パターン1>



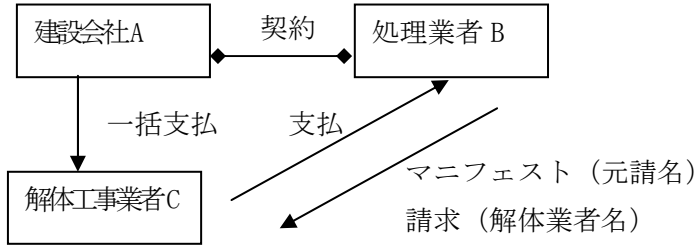
### <パターン2>



### <パターン3>

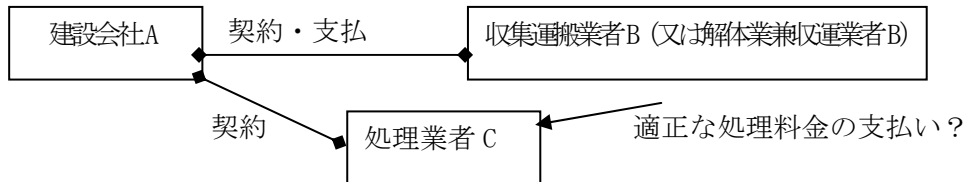


<パターン4>



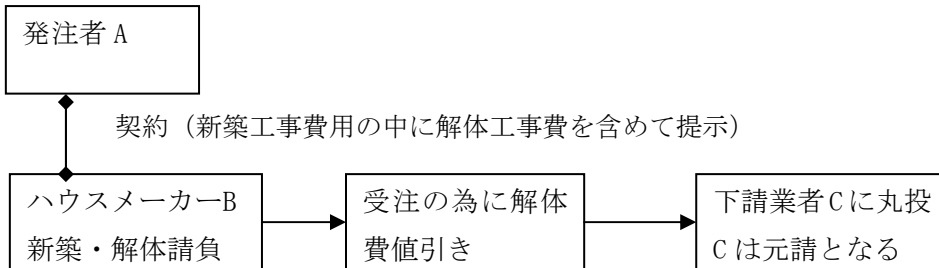
- ①建設会社 A と処理業者 B が契約締結
- ②処理業者 B への支払いは解体工事業者 C 経由
- ③一部廃棄物は解体業者 C による自社処理→不適正処理

<パターン5>



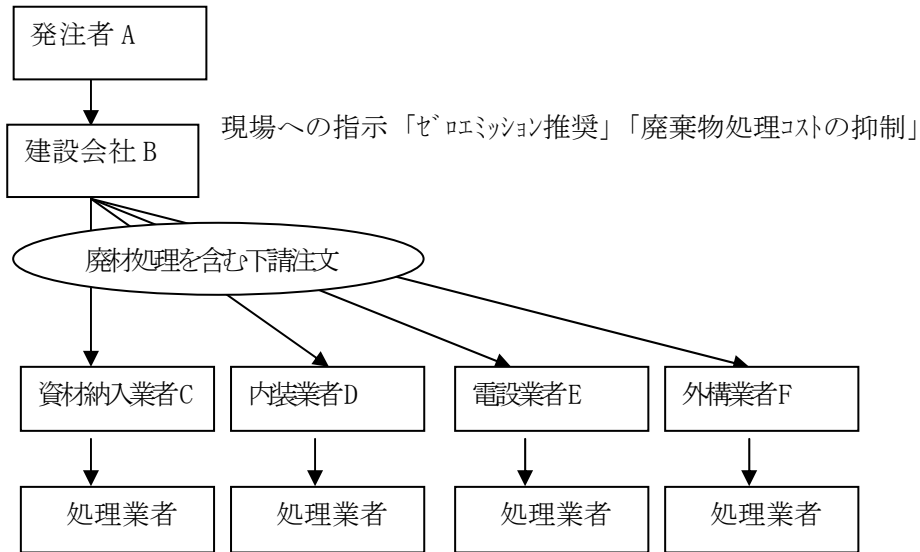
- ①規制が無い場合、建設会社 A と、B 及び C との二者契約に基づく個別処理料金支払いが守られず、A から B へ一括で支払われ、B から C へ処理料金が支払われている。
- ②B から先の不適正処理の動機→不適正処理

<パターン6>



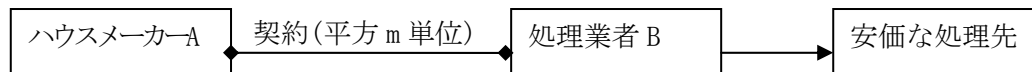
- ①ハウスメーカーB は新築工事費用に解体工事費を含め発注者 A に提示
- ②ハウスメーカーBは受注の為に解体費を値引き下請Cに丸投げ
- ③下請Cは元請と称して自社置き場に保管→不適正処理

<パターン7>



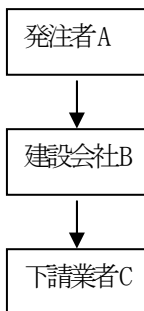
- ①建設会社 B から現場へ「ゼロエミッション推奨」「廃棄物処理コストの抑制の指示」
- ②各業者 C~F は自社へ持ち帰り
- ③各社独自ルートで処理→不適正処理

<パターン8>



- ①ハウスメーカー A と処理業者 B は平方 m (m<sup>2</sup>) で契約締結
- ②設計変更や手戻り作業で当初見込み数量よりも大分多くの廃棄物が発生し立方 m (m<sup>3</sup>) 増大した場合でも平方 m (m<sup>2</sup>) 単価の支払い
- ③処理業者に泣き寝入りか、不法処理の唆し→不適正処理

<パターン9>



- ①下請 C は元請である建設会社 B に指示された処理先で半分処理 (マニフェストの処理の為)
- ②残りは現場付近で安価な処理、又は同業者に処理依頼 (その場合、下請業者 C は元請を名乗り排出事業者を装う→不適正処理)